

令和5年度 第1回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年4月12日(水)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山裕君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告
報 第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の許可について
- 7 農地法に関する議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 農業振興に関する議案
議案第4号 令和5年度農作業受委託等標準料金の決定について
- 10 農業委員会に関する議案
議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について
- 11 その他
- 12 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

会議の概要

- 事務局長 開会に先立ち、新しく農地利用最適化推進委員にご就任いただいた、杉山裕様の辞令交付式を行います。
会長、杉山様、前にお願いします。
- 会長 (辞令交付)
- 30番 (挨拶)
(杉山)委員
- 事務局長 ありがとうございました。
農業委員会事務局についても、御殿場市農政課の農政スタッフの人事異動により交代がありましたのでご報告いたします。
(紹介、挨拶)
- 事務局長 ただ今から令和5年度第1回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局 ありがとうございました。
本日の出席の報告ですが、過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。
農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
会長よろしく願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、5番 岩瀬茂委員、8番 坂本登志雄委員よろしく願いします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第1号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年4月12日報告。今月

の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

続きまして、報第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第2号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年4月12日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告事項に入ります。
報第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書4ページをお願いします。

報第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用配分計画について静岡県知事の認可があったため報告する。令和5年4月12日報告。

議案書5ページの議案第3号別紙資料 農用地利用配分計画一覧表をご覧ください。

はじめに資料の訂正をさせていただきます。整理番号3の利用権の種類について「賃貸借」となっておりますが、正しくは「賃貸借または使用貸借」となります。利用権設

定する5筆の内1筆について、使用貸借権が設定されます。失礼いたしました。

本計画は、令和5年3月22日に静岡県知事の認可を受けた利用配分計画であり、農地中間管理事業による利用配分が9件で、合計面積は31,624㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。なお、本案件の農用地につきましては、令和4年7月の農業委員会総会定例会で農用地利用集積計画が議決され、これまで別の耕作者が借り受け耕作しておりました。この度賃料や期間等の条件はそのままに耕作者のみを変更する旨の申し出があったため、手続きを行い県知事の認可を受けたものです。このように借り手のみを変更し、それ以外の条件は従来どおりとする場合については、農地中間管理事業の推進に関する法律により、静岡県農業振興公社が県知事に対して申請し認可を受けることとされており、農業委員会での決定は不要となります。

(番号1～2及び番号4～9について内容の読み上げ)

(番号3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 　　ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 無し)

会長 　　報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 　　日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

会長 　　事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案書の8ページをお願いします。

議案第1号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年4月12日提出。今月の3条許可申請件数は3件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 3,596㎡

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,192㎡

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。なお本申請につきましては譲受人の現在の耕作面積が0㎡、今回取得する農地面積が1,192㎡となっております、令和5年4月1日より農地法第3条の下限面積要件が廃止されているため問題はありま

せん。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 229 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和5年4月1日です。譲渡人は都内のため電話にて確認いたしました。譲受人については、現地で確認をしております。

申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容については、当農地は譲受人が40年近く耕作管理している土地であり、この度譲渡人と話がまとまり買い受けることとなり、今後も継続して農業を行うとのことです。

効率的な利用については、当農地は譲受人宅から徒歩で5分程度の距離の場所にあります。農業従事者は4名で、本人と世帯人で従事いたします。農機具についてはトラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機5台、糞攪り機1台を所有しております。

耕作管理計画については、今後も継続して水田等を行う予定です。

転貸しについては、ありません。

地域との調和については、農地はこれまで水田として利用されており、今後も水田として利用するため、影響を及ぼすことはないと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議をよろしく申し上げます。

会長

続きまして、整理番号2及び3について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日ですが、令和5年4月2日に行いました。譲受人と譲渡人の長男と現地で話しました。

申請行為ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いありません

権利の設定、移転等の内容です。譲受人は8年前から土地を借りて育苗用ハウスを設置しておりますが、この度譲渡人と話がまとまり農地を買い受けることとなりました。

効率的な利用については、取得する農地は譲受人の居住地から徒歩で1分です。農作業従事者は、本人、両親、繁忙期には親戚が手伝いにきます。農機具については、父親所有の田植機、トラクター、コンバイン、耕運機等を使用するとのことです。

耕作管理計画ですが、主に育苗です。育苗が終わったらそ菜栽培をして有効利用します。

耕作面積ですが、新規に本人名義の農地を取得するため、面積は1,192 m²です。

転貸しですが、転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い支障の無いよう耕作を行うとのことです。

以上です。

6 番委員

整理番号3です。調査日は、令和5年4月8日に行いました。譲受人と譲渡人と現地で行いました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容については、譲渡人は、農地の維持管理が難しく譲受人に売渡し農地を保全したく、譲受人は自宅に隣接した申請地を取得し、営農活動を拡大するため申請するものです。

効率的利用については、自宅に隣接した農地であるため管理しやすく、農作業従事者は、本人、両親の3名です。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕運機を所有しています。取得する農地にそ菜を栽培する予定です。

新たに取得する農地は、そ菜を栽培し一部母親が花を栽培したいとのことでございます。

耕作面積については、現在所有する農地は4,942㎡で、今回取得する面積を合わせると5,171㎡になります。

転貸しですが、転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い支障のないように耕作を行うとのことです。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお願いします。

議案第2号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年4月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 55 m²

転用内容は、売買による住宅敷地の一部としての利用となります。申請地が譲受人の所有地に入り込んでいるため、双方話し合いの上、今回5条の許可申請となりました。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 2,510 m²

転用内容は、賃貸借の設定による太陽光発電設備の設置です。所要面積は山林を含めて5,122 m²です。こちらは個人による太陽光発電設備設置の申請となります。申請者と太陽光業者との関係ですが、申請人は以前よりこの太陽光業者から太陽光発電所を購入しており、太陽光業者は発電所設置工事、完了後のメンテナンス保守、点検等を行い更に資金を申請者に全額貸付けする形です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年4月2日です。

申請の関係ですが、本人が申請したもので、内容に間違いはございません。

転用理由ですが、申請地は譲受人自宅の隣接地でありまして、譲渡人の土地が入り組んでいるため、双方の話し合いにより譲渡され、住宅敷地の一部として使用するものです。必要性は妥当であると思います。

資金の関係ですが、自己資金が確保されております。

他の権利者の同意ですが、申請地に他の権利を有する者はおりません。

転用時期ですが、許可後権利を移転したいということです。

他法令の関係ですが、他法令の手続きはありません。

転用面積につきましては、適正であると思います。

周辺への影響ですが、特に問題ありません。

以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

28番委員

調査日は令和5年4月2日です。譲渡人とは現地に対応し、譲受人の代理人の行政書士の方とは電話で対応いたしました。

申請行為についてですが、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、申請者が高齢であり車の運転もままならない状況で自宅から離れた農地の管理ができない状態になっており、後継者もおりますが病弱で最低限の管理しかできないということです。このような理由のため、やむを得ないと判断します。

資金につきましては、設備工事費等が3,348万円であり、太陽光業者からの借り入れ

で対応するという事です。

他の権利者の同意につきましては、権利設定はございません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令につきましては、抵触しているものはございません。

転用面積ですが、太陽光発電設備の所要面積は周辺山林を含み 5,122 m²、農地転用面積については 2,510 m²であり、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、当該農地につきましては、公衆用道路と山林に囲まれており影響はないと考えます。また、道路に面していることから景観上配慮し、管理計画を立て年3回程度の草刈りを実施及び定期的に巡回しゴミの不法投棄についても対応することです。万一、周辺農地等に被害を及ぼした時は、責任を持って解決することです。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程8 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の10ページをお願いします。

議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年4月12日提出。

議案書11ページの議案第3号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が4月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が3件で、合計面積は 8,145 m²、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 2筆 1,597 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 3筆 3,264 m²

番号3 (議案書の内容読み上げ) 4筆 3,284 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今ご説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

事務局長

日程 9 農業振興に関する議案を議題とします。
議案第 4 号 令和 5 年度農作業受委託等標準料金の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書 1 2 ページをご覧ください。
議案第 4 号 令和 5 年度御殿場市農作業受委託等標準料金表を別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和 5 年 4 月 1 2 日提出。
農作業受委託等標準料金表は、毎年、農業委員会が決定し公表をしております。
それでは、議案書 1 3 ページ、議案第 4 号別紙資料 令和 5 年度御殿場市農作業受委託等標準料金表(案)をご覧ください。
本案の内容につきましては、まず御殿場市農作業受委託組合及び富士山茶業組合において協議を経た後、本農業委員会の代表としまして、会長、会長職務代理、農業委員、農地利用最適化推進委員、また関係者として、農作業受委託組合長、富士伊豆農協御殿場地区本部統括営農経済センター長、部農会長代表者協議会副会長、富士山茶業組合組合長からそれぞれ書面決議をいただいたものであります。
本日は、本案について農業委員会でご審議をいただきたいと思っております。
それでは、令和 5 年度の変更点についてご説明をいたします。変更箇所につきましては表中の下線が引かれている 3 箇所になります。
1 か所目ですが、茶摘み日当額について、令和 4 年 1 0 月の静岡県最低賃金の改定を踏まえ、これまでの 7,200 円から 7,600 円に変更となります。
2 か所目ですが、その下の摘量による場合の料金について、生葉 1 kg 当りこれまで 300 円でしたが 320 円に変更となります。
3 か所目ですが、農休日についてです。例年、農休日は、春作業が終了した時期に 1 回と、秋作業が終了した時期に 1 回設けており、毎年慣例で 5 月下旬の土日と、1 1 月の農協祭開催日を指定しております。今回の変更は暦による変更となります。
議案についての説明は以上になります。なお、本日、本案について決定いたしますと、市ホームページへの掲載や部農会を通じた農家世帯への回覧等により、周知・広報をいたします。
以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程 10 農業委員会に関する議案を議題とします。
議案第 5 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等の決定について 事務局から説明を求めます

事務局

議案書の 14 ページお願いいたします。

議案第 5 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和 5 年 4 月 12 日提出。

はじめに一点訂正がございます。議案書の 16 ページをお願いいたします。ページの中程(2)遊休農地の解消①現状及び課題における現状の 1 号遊休農地面積 16ha のうち緑区分の遊休農地面積が 8ha と記載されておりますが、正しくは 9ha になります。また黄色区分の遊休農地面積が 8a と記載されておりますが、正しくは 7ha になります。訂正後の資料を配布させていただきましたので、差替えをお願いいたします。

議案書 15 ページ 議案第 5 号 別紙資料をご覧ください。

本議案につきましては、農林水産省経営局長通知により農業委員会は毎年度、最適化活動の目標の設定等を決定し、4 月末までにホームページで公表する事とされているため、本市農業委員会におきましても、令和 5 年度の最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものでございます。

(資料内容説明)

令和 5 年度の目標の説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について
2. 先進地活動事例（福井県若狭町農業委員会の目標地図作成の取組み）紹介並びに協議
3. 配布物の案内
農業会議情報
御殿場市農業委員会委員名簿、役職・各種委員入名簿
農業委員会座席表
農業委員会連絡系統図
4. 次回総会 5月12日（金）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局長

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

5番

議事録署名人

8番
